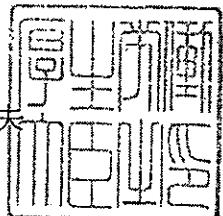


厚生労働省発能 1126 第 2 号
平成 22 年 11 月 26 日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱

技能検定を行う職種について、ピアノ調律及びハウスクリーニングを追加し、ファインセラミックス製品
製造及び漆器製造を廃止すること。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 技能検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種の規定について、ハウスクリーニングを追加すること。

二 公共職業能力開発施設における一級技能士コース及び二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準の規定について、ファインセラミックス製品製造科の項及び漆器製造科の項を削除すること。

三 技能検定職種と職業訓練指導員免許との対応関係の規定について、漆器製造の項を削除すること。

四 技能検定の職種ごとの等級の規定について、新たな職種としてピアノ調律の項を追加しその等級として一級、二級及び三級を定めるとともに、ファインセラミックス製品製造の項及び漆器製造の項を削除すること。

五 技能検定の学科試験及び実技試験の試験科目並びにその範囲の規定について、それぞれファインセラミックス製品製造の項及び漆器製造の項を削除すること。

六 その他所要の経過措置を定めるものとすること。

七 この省令は、公布の日から施行するものとすること。

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案及び職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

1 現行制度の概要

労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度である「技能検定」は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、平成 22 年 11 月 1 日現在 136 職種について実施されており、そのうち 12 職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせている。

技能検定の職種は、職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号。以下「令」という。）別表第 1 において定められており、そのうち指定試験機関に試験業務を行わせる職種については令別表第 2 において定められている。また、技能検定の等級並びに試験科目及びその範囲等については、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「則」という。）により定められている。

2 改正の趣旨

（1）職種の新設関係

① ピアノ調律職種の追加

「ピアノ調律」とは、ピアノの音階を作る調律、鍵盤タッチを整える整調及びピアノの修理を行う職種である。

当該職種については、ピアノ調律に関する高度な技能や専門的知識を必要とし、かつ、当該技能を有する人材に対する需要が大きいことから、技能検定の試験業務を指定試験機関に行わせる職種として追加するものである。

② ハウスクリーニング職種の追加

「ハウスクリーニング」とは、在宅家屋や不動産物件を対象に、浴室、台所等の家屋の一部又は全部及び設備機器の清掃を行う職種である。

当該職種については、ハウスクリーニングに関する高度な技能や専門的知識を必要とし、かつ、当該技能を有する人材に対する需要の増加が見込めることから、技能検定の試験業務を指定試験機関に行わせる職種として追加するものである。

（2）職種の廃止関係

① ファインセラミックス製品製造職種の廃止

「ファインセラミックス製品製造」とは、精製した酸化物や人工窒化物などの非金属原料を用いて生成した成形体を制御した高温度雰囲気下で焼成することで、粒度を微細にそろえたファインセラミックス製品を製造する職種である。

当該職種については、当該職種に係る技能を必要とする製品や当該技能を有する人材に対する需要が減少している等の理由により、技能検定を行う職種から除くものである。

② 漆器製造職種の廃止関係

「漆器製造」とは、木材を材料とする漆器素地の製造、漆下塗り、漆上塗り、漆器の装飾を行う職種である。

当該職種については、当該職種に係る技能を必要とする製品や当該技能を有する人材に対する需要が減少している等の理由により、技能検定を行う職種から除くものである。

3 改正の内容

(1) ピアノ調律職種及びハウスクリーニング職種の新設関係

別表第1及び別表第2に「ピアノ調律」及び「ハウスクリーニング」を追加することとする。

また、ピアノ調律職種の等級を1級、2級及び3級に区分し、ハウスクリーニング職種の等級を単一等級とすることとする。

(2) フайнセラミックス製品製造職種及び漆器製造職種の廃止関係

令別表第1から「フайнセラミックス製品製造」及び「漆器製造」を削除することとする。

また、「フайнセラミックス製品製造」及び「漆器製造」を廃止することに伴い、則の規定を整備することとする。

4 公布日

平成22年12月17日（予定）

5 施行期日

公布日

技能検定職種の新設及び廃止について

技能検定制度とは

技能検定は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する制度であり、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成22年4月1日現在136職種である(そのうち12職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせている。)。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

社会のニーズ等に合わせて
技能検定職種の見直しが必要

「平成18年度技能検定職種等のあり方に関する検討会報告書」より

<技能検定職種を新設する要件>

- 既存の技能検定職種と競合しないこと
- 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること
- 高度な技能や専門的知識を要するなど検定に値する職業能力が要求されること
- 技能検定の対象となる職種における高度な職業能力を有する人材に対する需要が大きいこと又は増大していること
- 知識及び技能を客観的に評価できること

<技能検定職種を統廃合する要件>

検定職種の統廃合に当たっては、「技能検定を開始してから一定の年数を超えた職種であって、かつ、受検者数が特に少ない職種」を対象とする。

○ 統合

- 技能の内容が近接する検定職種が存在し、両者の技能に共通性が認められること、生産工程の一連性が認められることなどが必要。

○ 廃止

- 当該技能に対する需要や当該技能を必要とする製品の需要等が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
- 当該技能を有する人材に対する需要が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
- 技能検定試験の実施等において、業界団体等の協力が得られないこと。

「行政改革の重要方針(平成17年12月24日・閣議決定)」(抄)より

<新設の技能検定職種の試験業務実施機関>

- 技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。

今回追加する職種	今回廃止する職種
<ul style="list-style-type: none">ピアノ調律職種ハウスクリーニング職種 <p>※ どちらも技能検定の試験業務は民間の指定試験機関が実施。</p>	<ul style="list-style-type: none">ファインセラミックス製品製造職種漆器製造職種

新設職種に係る技能に対する需要等

1 ピアノ調律職種について

(1) 当該技能に対する需要

経済産業省の生産動態統計によると、ピアノの販売台数は、平成16年12万台、平成20年13万台であり、ピアノ調律に対する需要は大きいものと想定される。

また、大多数がピアノを保有していると思われる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の数は、文部科学省の学校基本調査によると平成21年度において52,893校であり、これらの施設に保有されているピアノは今後とも行事や授業において使用され続けると考えられるため、ピアノ調律に対する需要が今後極端に減少することはないと思定される。

(2) 当該技能を有する人材に対する需要

全国の小中学校、公共施設及び各家庭等においてピアノは所有されており、例えば、ピアノ製造・販売を行うある大手企業では、全国130拠点にピアノ調律を職業とする労働者を配置する等、ピアノ調律を職業とする労働者は、地域に限定されることなく全国的に存在している。また、ピアノの製造企業に付属する養成機関や、専門学校、音楽大学の調律科が複数存在し、これら機関からの卒業生年間約300名が卒業後にピアノ調律を職業とすることから、当該職種の対象者は相当数存在するとともに、今後も労働者の定量的な新規参入が見込める。

2 ハウスクリーニング職種について

(1) 当該技能に対する需要

総務省「国勢調査」によると、単身世帯全体にしめる「65歳以上の高齢者単身世帯」の割合は、昭和60年の15.0%から、平成17年には26.7%へと上昇している。

また、「共働き世帯（夫・妻とも雇用者～）」は、昭和60年の約751万世帯から平成17年には約958万世帯へと約200万世帯増加している。以上のような社会的変化の背景のもと、富士グローバルネットワーク（株）「2007年度サービス産業要覧」によると、平成16年に売上高826億円であったハウスクリーニングサービス市場は、平成18年には905億円となっており、拡大が見込まれている。

以上から、ハウスクリーニングに対する需要は今後増加する傾向があると想定される。

(2) 当該技能を有する人材に対する需要

独立行政法人中小企業基盤整備機構「サービス産業業種別実態調査報告書（対個人サービス業）」（平成21年3月）によると、NTTタウンページデータによれば、ハウスクリーニング業を営む事業所数は、全国で8,227事業所（平成20年9月現在）とのことから、当該職種の対象者は全国的に相当数存在すると考えられる。

廃止職種に係る技能に対する需要等

1 ファインセラミックス製品製造職種について

(1) 当該技能に対する需要

現在のファインセラミックス製品の製造工程で必要とされるのは、生産設備の調整技術であり、技能検定が対象としているセラミックスの加工法の選択、加工条件の判定や決定に係る技能の需要がなくなっている。

(2) 当該技能を有する人材に対する需要

ファインセラミックス製品は、高度に精密な制御が可能となった機械を用いて大量に製造されることが可能となっていることから、技能検定が対象としているセラミックスの加工法の選択、加工条件の判定や決定に係る技能を有する人材に対する需要がなくなっている。

(3) 受検申請者数の推移

受検者の確保が困難なため、平成18年度以降は検定を実施しておらず、今後とも受検者の確保は見込めない状況にある。

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
1級受検申請者数	21	11	16	—	—	—	432
2級受検申請者数	19	14	22	—	—	—	313

2 漆器製造職種について

(1) 当該技能に対する需要

漆器製品は大量生産のため機械化が進んでおり、漆器製造に係る技能の需要は減少している。また、素地に木材でなく、合成樹脂を使用したり、漆を代替する化学塗料を使用したりしたものが安価に製造されるようになったことから、当該技能に対する需要は減少している。

(2) 当該技能を有する人材に対する需要

経済産業省の工業統計調査によると、漆器製台所・食卓用品を製造する従業者事業所数（4人以上）は、489事業所(S60)→87事業所(H20)であり、その他の漆器製品を製造する従業者事業所数（4人以上）は、303事業所(S60)→154事業所(H19)と減少している上、輸入品が多くなってきていることから、当該技能を有する人材に対する需要は減少している。

(3) 受検申請者数の推移

受検者の確保が困難なため、平成13～15年度及び平成17年度以降は検定を実施しておらず、今後とも受検者の確保は見込めない状況にある。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17以降	累計
1級受検申請者数	8	—	—	—	20	—	692
2級受検申請者数	0	—	—	—	5	—	115

技能検定職種一覧表（136職種）

平成22年4月1日現在

技能検定職種	
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麵、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、畳製作、漆器製造、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、着付け、レストランサービス、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾

注：下線の12職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。